

講演

韓国の裁判制度

—裁判所の組織と権限を中心として—

許 祥 洙

- | | |
|-------------------|-----------------|
| I はじめに | 4 規則制定権 |
| II 法院の組織 | IV 軍事法院の組織と権限 |
| 1 法院の設置 | 1 組織 |
| 2 法院の構成と管轄事件 | 2 権限 |
| 3 法官の資格・任用と地位 | V 憲法裁判所の構成と権限 |
| 4 事件の概況と推移 | 1 沿革 |
| III 法院の権限 | 2 憲法裁判所の構成と組織 |
| 1 審判とその他の業務に関する権限 | 3 憲法裁判所の権限 |
| 2 命令、規則、処分の審査権 | 4 憲法裁判所と大法院との関係 |
| 3 違憲法律審判提請権 | VI おわりに |

I はじめに

私が今日発表することになっているテーマは、「韓国の裁判制度」ですが、テーマ自体が膨大な分野にわたっているので、発表の準備をしている時、どこまで言及すればいいのか戸惑いました。

私が日本に来てから現在まで、いつも暖かいご配慮と親切なご指導をして下さる牛山積先生のお薦めで簡単に引き受けてしまいましたが、今思えば、私自身の能力を越える難しいテーマを、簡単にできるだろうと思って承諾したのではないかと考えております。発表に先立って申し上げたいことは、発表の準備期間が短かったこと、さらに、韓国国内の資料収集に思った以上の時間がかかってしまい、十分な研究・検討ができなかったことであります。皆様のご理解をお願い申し上げます。

では、韓国の裁判制度の中で、裁判所の組織と権限に焦点をしばって、発表

させていただきたいと思います。

発表の順序は目次の通りであります。日本の制度と異なる部分については、比較の意味があると思われるところだけを、簡単に、両国の制度を比べながら、発表することといたします。

II 法院の組織

1 法院の設置

韓国憲法（以下、憲法とする）第101条第1項には、「司法権は、法官（裁判官）によって構成される法院（裁判所）に属する」と規定され、法院が司法権の主体であることを明示している。また、同条第2項、第3項には、「法院は最高法院である大法院（日本の最高裁判所に当たる）及び各級法院で組織される。大法院と各級法院の組織は法律でこれを定める」と規定されていて、法院の組織に関する具体的な規定は法律にこれを委任している。

しかし、1994年7月27日法律第4765号によって改正された現行法院組織法によると、法院は、大法院、高等法院、特許法院、地方法院、家庭法院、行政法院の6種類に分けられている。

その中で、地方法院及び家庭法院の事務の一部を処理させるため、その管轄区域内に地方法院支院と少年部支院、市・郡法院及び登記所をおくことができると定めている（法院組織法第3条1・2項）。

日本の場合、特許事件と行政事件は特別法院ではない一般裁判所で審判していること、特許庁の抗告審判の審決、高等海難審判庁の裁決に対する訴訟は東京高等裁判所で、一般行政事件に対しては地方裁判所の専門部で審判しているが、韓国では、特許法院と行政法院を別途に設置している点にその相違がある。

ただ、改正された法院組織法の条項中、市・郡法院に関する事項は1995年9月1日から、特許法院・行政法院に関する事項は3年後の1998年3月1日から施行されるよう付則第1条に規定されている。したがって、現在の法院の種類は特許法院と行政法院を除いた4種類であり、将来設置される市・郡法院のかわりに巡回審判所が、現在、その機能を担当している。

特許法院、行政法院、市・郡法院に対しては後で考察することとする。

次に、各級法院の所在及び管轄区域に関して考察してみよう。

大法院はソウル特別市に設置されており（法院組織法第12条）、高等法院と地方法院及びその支院、少年部支院の設置及び管轄区域は「各級法院の設置と管轄区域に関する法律」の定めにより、現在は5ヶ所の高等法院と14ヶ所の地方法院及び41ヶ所の地方法院支院（3ヶ所の少年部支院を含めて）が設置されている。

巡回審判所と登記所の設置及び管轄区域は大法院規則でこれを定めている。法院行政処が1994年8月20日に発行した「司法年鑑」によると、1993年12月31日時点の巡回審判所の数は109ヶ所であり、登記所の数は143ヶ所である。

2 法院の構成と管轄事件

(1) 大法院の構成と管轄事件

大法院は大法院長を含め現在14人の大法官で構成されている。大法官の数は憲法ではなく、法院組織法第4条第2項に「14人とする」と規定されている。憲法に明示されていないことは日本と同じである。

大法院には最高議決機関として大法院長と大法官で構成される大法官會議があって、そこで、判事の任命に関する同意、大法院規則の制定と改正等に関する事項、予算要求、予備金の支出と決算に関する事項、その他特に重要だと認められる事項として大法院長が提出した事案等に関して議決する（同法第17条）。

また、大法院の諮問機関として、司法政策諮問委員会を置くこと（同法第25条）も可能である。

その他、大法院の機関として司法行政事務を所轄するための法院行政処（日本の最高裁判所の事務総局と類似機能を行なっている）を、判事の研修及び司法研修生の研修に関する事務を所轄するための司法研修院（日本の司法研修所）を、法院職員、法務士（日本の司法書士にあたる）等の研修及び養成に関する事務を所轄する法院公務員教育院（日本の書記官研修所等）を、裁判事務を支援するために図書・その他図書館資料の収集、整理、保存及び図書館奉仕を行なうための法院図書館を、各々設置している。これら機関の組織、運営、事務機構の設置及び所轄事務等は大法院規則でこれを定める。

大法院は高等法院または控訴法院、特許法院の判決に対する上告事件、抗告法院、高等法院または控訴法院、特許法院の決定・命令に対する再抗告事件、他の法律によって大法院の権限に属する事件（例えば、大統領・国会議員選挙における選挙の効力に関して異議がある選挙人または政党が提起した当選無効

訴訟事件等) に対して審判権をもっている。大法院の審判は、大法官全員の 3 分の 2 以上で構成される合議体で行うが、大法官 3 人以上で構成される部で先に事件を審理し、意見が一致した時に限って、次の場合を除いて、その部で裁判することができる(法院組織法第 7 条 1 項)。

つまり、命令または規則が憲法または法律に違反すると認める場合、従来の大法院で判決した憲法・法律・命令・規則の解釈適用に関する意見を変更する必要があると認められる場合、法律が憲法に違反していると認め憲法裁判所に審判を提請する決定をする場合、そして、部で裁判することが適当でないと認められる場合等には全員合議体でこれらを審判する。

日本の最高裁判所の場合、裁判官全員を構成メンバーとする合議体(大法院)と一定の場合 3 人以上で構成される小法院とに分かれて審理している点では韓国と類似しているが、小法院裁判官の意見が全員一致しない場合でも多数の意見によって審判することができることは、韓国と異なる。

一般的に、合議体の裁判においては、合議内容が外部に漏出される場合、自由な意見の発表が妨害される恐れがあること、または裁判官の間の意見の不一致があるということを実現することになって裁判の権威を害する恐れがあることなどから審判の合議内容は公開しないのが原則である(法院組織法第 65 条)。しかし、大法院の裁判書にはすべての裁判官の意見を表示することを規定している(同法第 15 条)。これは、日本と同じである。

(2) 高等法院の構成と管轄事件

高等法院には高等法院長と大法院規則が定める数の判事を置く。高等法院長は判事のなかから任命する。高等法院長は、その法院の司法行政事務を所轄し、所属公務員を指揮、監督する権限をもっている(法院組織法第 26 条)。

裁判機関としては、高等法院に判事 3 人で構成される部を置き、部長判事が裁判長になる。現在、ほとんどの高等法院裁判部は、民事部、刑事部、特別部に分かれており、その判事の定員は表 1 の通りである。

高等法院が審判する事件は、地方法院、家庭法院の合議部または行政法院の第 1 審判決に対する控訴事件、上記のような法院の第 1 審審判、決定・命令に対する控訴事件と他の法律による高等法院の権限に属する事件である(法院組織法第 28 条)。

日本の場合、内乱罪に関する事件、選挙または当選の効力に関する訴訟は高等裁判所を第 1 審管轄裁判所としているが、韓国の場合は、内乱罪は一般刑事事件と同じく地方法院の管轄としているが、大統領及び国会議員の選挙または

その当選の効力に関する訴訟は大法院の管轄としている点でその相違が見られる。

(3) 特許法院・行政法院の構成と管轄事件

専門性と能率性を持つ裁判制度を実現するために、上記でみた通り、法院の人的・物的組織を改革し、高等法院級の特許法院と地方法院級の行政法院を新設した。

特許法院は特許、実用・新案等に関する第1審事件を管轄することになり、行政法院は行政訴訟法による行政訴訟事件を第1審から審判することになる。

(4) 地方法院の構成と管轄事件

地方法院には地方法院長と大法院規則で定められる数の判事を置き、地方法院長は判事で補する。地方法院の審判権は原則として単独判事が行い、合議審判を要する場合には判事3人で構成される合議部でこれを行う。その裁判部としては、民事部、刑事部、その他法院によって知的財産権関係事件、損害賠償事件、労働事件等を専担する専門部を置き、部には部長判事を置く。

地方法院とその支院の合議部が管轄する事件は、あ)合議部で審判することと合議部が決定した事件 い)民事事件については大法院規則で定める事件（原則として訴価が3,000万 won（約400万円）を越える事件） う)死刑、無期または短期1年以上の懲役または禁固に該当する事件 え)地方法院判事に対する除斥・忌避事件 お)他の法律により地方法院合議部の権限に属する事件等がある。

日本の場合、民事事件に関しては訴訟物価額90万円を越えない事件の場合は、簡易裁判所の管轄としているが、その他の場合は、韓国のように訴訟物価額によって事物管轄が決定されることなく、事案によって総括部の裁量で合議部で審判するか、単独裁判官が審判するかを決定する点で相違点がある。

その他、地方法院単独判事の判決に対する控訴事件、決定・命令に対する抗告事件に対しては地方法院本庁の合議部が第2審として審判し、これらに対する上告事件は高等法院を通らなくても、直接大法院で審判することができる。

これは、日本では単独判事の判決・決定等に対する控訴・抗告事件も高等裁判所の審判の対象である点で相違がある。

(5) 市・郡法院の構成と管轄事件

現在の地方法院及び家庭法院の一部の事務を処理させるために設置されている巡回審判所を市・郡法院に改編したが、巡回審判所の管轄事件以外にも、協議上の離婚の確認に対しても所轄するよう法院組織法を改正した。

市・郡判事は、大法院長が地方法院またはその支院所属判事の中からその管轄地域内にある市・郡法院の判事を指名することになっている。当初の立法意図は現職判事ではない豊富な経験を持っている弁護士を任命して、市・郡法院に常駐させるつもりだったが、立法過程で変質してしまった。

市・郡法院が管轄する事件は、小額事件審判法の適用を受ける民事事件、和解、督促、及び調整に関する事件、20万 won（約 2 万 6,000 円）以下の罰金または拘留あるいは科料に処する犯罪事件と協議上の離婚の確認等である。

3 法官（日本の裁判官に当たる）の資格、任用と地位

(1) 裁判官の任用資格

大法院長と大法官（それぞれ日本の最高裁判所長官と最高裁判所裁判官にあたる）は15年以上裁判官、検事、弁護士の職にあった者、弁護士の資格を有しながら国家機関、国（公）営企業体などで法律に関する事務に従事した者、または弁護士の資格がありながら大学の法律学助教授以上の職にあった者であり、かつ40才以上である者の中から任用される（法院組織法第42条1項）。

任用最低年齢を40才にしている点においては、日本の最高裁判所長官や最高裁判所裁判官の任用最低年齢と同じである。しかし、大学の教授であっても必ず弁護士資格があることを任用要件としている点においては、日本のそれとは異なっているといえる。

そして、大法院長及び大法官以外の判事は、司法試験に合格し、司法研修院（日本の司法研修所にあたる）において所定の課程を終えた者、あるいは弁護士の資格のある者の中から任用される（同法第42条2項）。

司法試験に合格して2年間の研修課程を終えた者が弁護士の資格を取得するという点は、日本と同じである（その他、軍法務官任用試験に合格して軍法務官に任用された者も弁護士資格を取得し得る）。しかし、弁護士資格なしには判事として任用され得ないという点において、日本とは違いがある。

(2) 任用手続

判事の任用に関して公選制を採用せず、任命制をとっているという点は日本と同じである。

大法院長は、国会の同意を得て国家の元首である大統領が任命し、大法官は、大法院長の提請により国会の同意を得て大統領が任命する（憲法第104条1、2項）。

大法院長及び大法官ではない法官は、大法官会議の同意を得て大法院長が任

各級法院に配置する判事定員数表（表 1）

(1994. 12. 31)

職位別 法院別	高 等 法 院 長	地方法院 家 庭 法 院 長	高等法院 部 長 判 事	部を置く 支 院 長	地方法院 家庭法院 部 長 判 事	支 院 長	高等法院 判 事	地方法院 家庭法院 判 事	計
ソウル高等法院	1		49				140		190
大田高等法院	1		6				10		17
大邱高等法院	1		7				14		22
釜山高等法院	1		13				22		36
光州高等法院	1		7				14		22
ソウル民事地方法院		1			31			104	136
ソウル刑事地方法院		1			15			40	56
ソウル家庭法院		1			5			19	25
東部支院				1	7			30	38
南部支院				1	8			35	44
北部支院				1	6			24	31
西部支院				1	5			21	27
議政府支院				1	4			22	27
仁川地方法院		1			10			42	53
水原地方法院		1			12			45	58
城南支院				1	3			11	15
驪州支院				1				4	5
春川地方法院		1			3			9	13
江陵支院				1	1			7	9
原州支院				1				3	4
東草支院				1				2	3
寧越支院				1				5	7
大田地方法院		1			8			26	35
洪城支院				1	1			6	8
公州支院						1		1	2
江景支院				1				3	4
端山支院				1				5	6
天安支院				1				6	7
清州地方法院		1			6			13	20
忠州支院				1				4	5
堤川支院				1				2	3
水同支院						1		1	2
大邱地方法院		1			14			49	64
安東支院				1				4	5
慶州支院				1	1			10	12
金泉支院				1				5	6
尚州支院				1				3	4
義城支院						1		1	2
益德支院						1		1	2
少年部支院						1			1
釜山地方法院		1			17			63	81
東部支院				1	3			13	17
蔚山支院				1	4			15	20
少年部支院						1			1
昌原地方法院		1			8			23	32
晉州支院				1	1			8	10
忠武支院				1				4	5
密陽支院				1				2	3
居昌支院						1		1	2
光州地方法院		1			8			30	39
木浦支院				1	1			8	10
長興支院				1				2	3
順天支院				1	1			11	13
海南海支院				1				2	3
少年部支院						1			1
全州地方法院		1			7			19	27
群山支院				1	1			8	10
井州支院				1				4	5
南原支院						1		1	2
濟州地方法院		1			2			11	14
總計	5	14	82	32	194	9	200	788	1,324

命する（憲法104条 3 項）。

日本の場合、最高裁判所長官は、内閣の指名に基づいて、天皇が任命し、最高裁判所及び下級裁判所の裁判官は全て内閣が任命するという点で、任命主体が異なっている。

(3) 判事の定員、任期、定年

判事の数、各級法院判事等定員法において定められているが、1994年12月31日現在判事の定員は1,324人である（各級法院判事等定員法付則）。1994年12月31日現在、各級法院に配置する判事数は表1のとおりである。

日本の場合、平成5年1月1日現在の判事定員は高等裁判所長官8人、判事1,360人、判事補615人、簡易裁判所判事794人、総計2,777人である。

そして法官の任期は憲法により定められており、大法院長及び大法官の任期はともに6年、それ以外の判事は10年である。大法院長は再任することはできないが、それ以外の判事は連任することができる（憲法第105条）。

下級法院の法官の任期は、日本と同じであるが、日本の場合、最高裁判所の裁判官は任期がなく10年ごとに国民審査を受けるのみであるという点において違いがある。

法官の定年は、法律の定めるところによるが、大法院長の定年は70才、大法官の定年は65才、そして判事の定年は63才である（法院組織法第45条 4 項）。

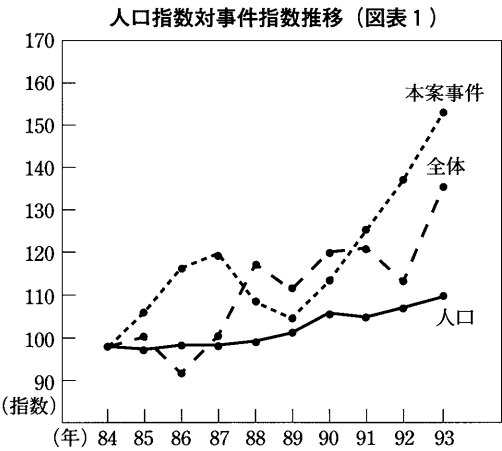
日本においては、最高裁判所の裁判官及び簡易裁判所の裁判官が70才、それ以外の裁判官が65才であるので、韓国の法官のほうが若干定年が早いといえる。

人口及び全体事件数累年比較（表2）

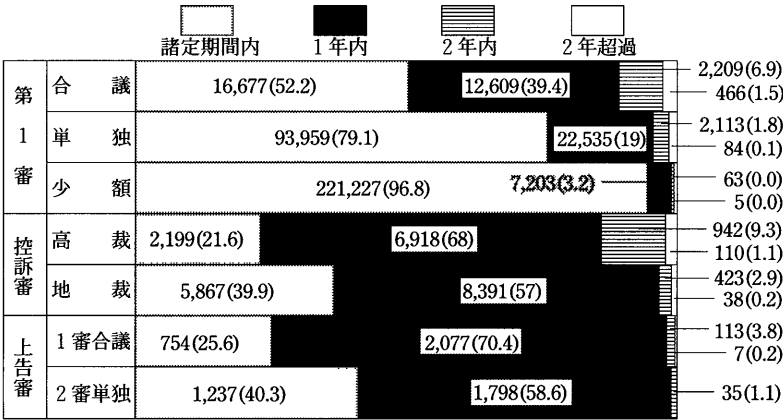
区分 年度	人口		全体事件		訴訟事件				非訟事件	
					本案事件		其 他			
	人口数	指数	事件数	指数	事件数	指数	事件数	指数	事件数	指数
1984	40,406,000	100.0	8,586,016	100.0	453,795	100.0	2,120,392	100.0	6,011,829	100.0
1985	40,806,000	101.0	8,943,886	104.2	497,441	109.6	2,149,764	101.4	6,296,681	104.8
1986	41,184,000	101.9	8,225,986	95.8	531,214	117.1	2,290,395	108.0	5,404,377	89.9
1987	41,575,000	102.9	8,949,050	104.2	545,715	120.3	2,153,384	101.6	6,249,951	104.0
1988	41,975,000	103.9	10,219,645	119.0	502,817	110.8	2,126,219	100.3	7,590,609	126.3
1989	42,380,000	104.9	9,799,036	114.1	496,798	109.5	2,306,353	108.8	6,995,885	116.4
1990	43,869,000	108.6	10,529,649	122.6	525,735	115.9	2,525,208	119.1	7,478,706	124.4
1991	43,801,000	108.4	10,621,950	123.7	569,086	125.4	2,889,254	136.3	7,163,610	119.2
1992	44,306,000	109.7	10,153,123	118.3	627,247	138.2	2,831,448	133.5	6,694,428	111.4
1993	45,011,000	111.4	11,622,675	135.4	683,816	150.7	3,242,204	152.9	7,696,655	128.0

(4) 判事の職級

従来は大法院長，大法官，高等法院長など法院長，高等法院部長判事，地方法院部長判事，高等法院判事，地方法院判事などに分けられ，職級が細分化されていたが，司法府の民主化と独立性を確保するという趣旨から1994年7月27日



民事本案事件処理期間別分布図（図表 2）



註： 1. () 内％
2. 法定期間は第1審は5月以内，控訴審は4月以内，上告審は3月以内（民事訴訟法第1840条）

旧法院組織法を改正し、現在は大法院長、大法官と判事の3つの職級のみを置いている。

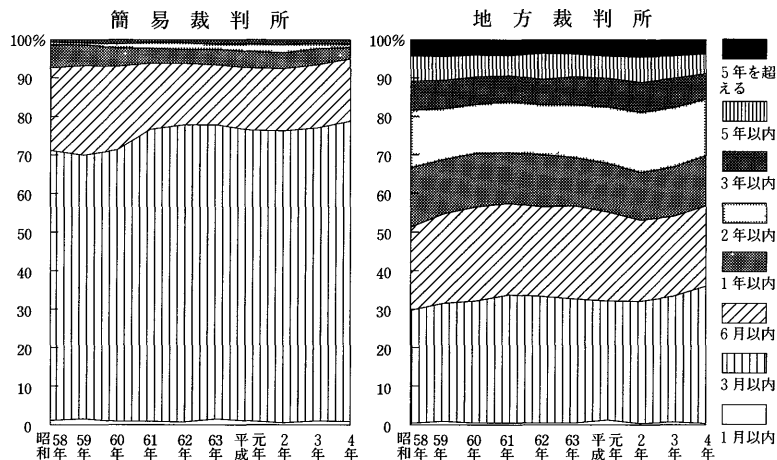
そして、判事の新規任用の場合には、2年間予備判事として勤務させた後、勤務成績を斟酌し任用する。この際、予備判事は各級法院において事件の審理及び裁判に関する調査・研究業務を担当するようにしている。但し、予備判事の任用に関する事項は1997年3月1日より施行されることになっている。

日本においては、最高裁判所長官、最高裁判所裁判官、高等裁判所長官、判事の4つの職級に分けられているのに対して、上記のように韓国においてはより簡素な職級体系を採用しているといえる。

4 事件の概況と推移

法官の増員に比べ事件は急激に増加しているので、法官増員の必要性とともに能率的な裁判制度の実施、人的資源の専門化の必要性が益々高まりつつある。まず、最近10年間の人口及び事件の増加趨勢を対比してみると、表2のとおりであるが、さらにこれを図表化すると図表1のとおりである。⁽¹⁾すなわち、人口増加率はおよそ10%であるのに対して、本案事件の増加率はおよそ50%に達していることがわかる。

日本民事第一審通常訴訟事件審理期間分布図（図表3）



（司法統計年報より作成。判決により終了した事件のみの審理期間。）

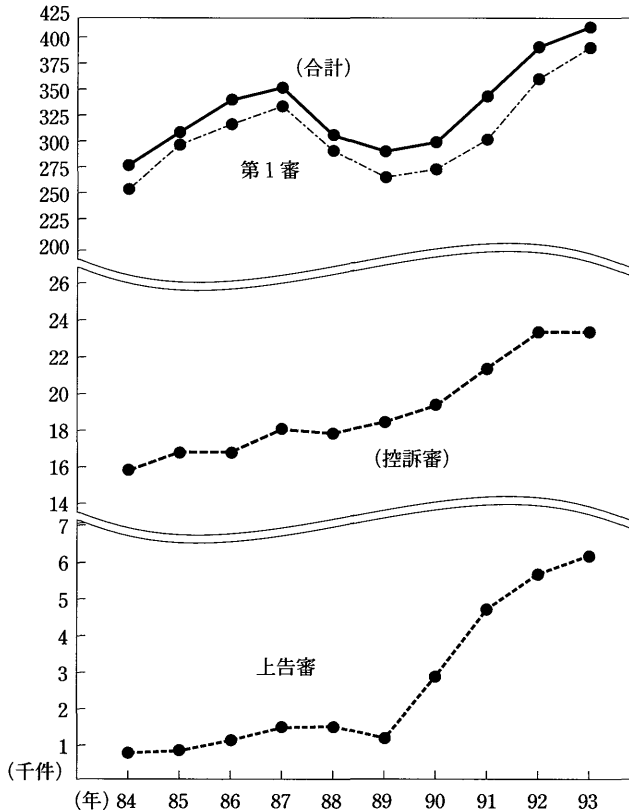
（1） 図表は法院行政処発刊の司法年鑑（1994年度版）から引用した。

また、事件別第1審事件に対する人口数を比較してみると、1993年度の場合、全体事件においては人口3.9人当たり事件1件の比率になっている。これを事件別に分けてみると、民事本案事件は114.8人当たり事件1件、刑事公判事件は人口270.5人当たり事件1件の比率になっている。

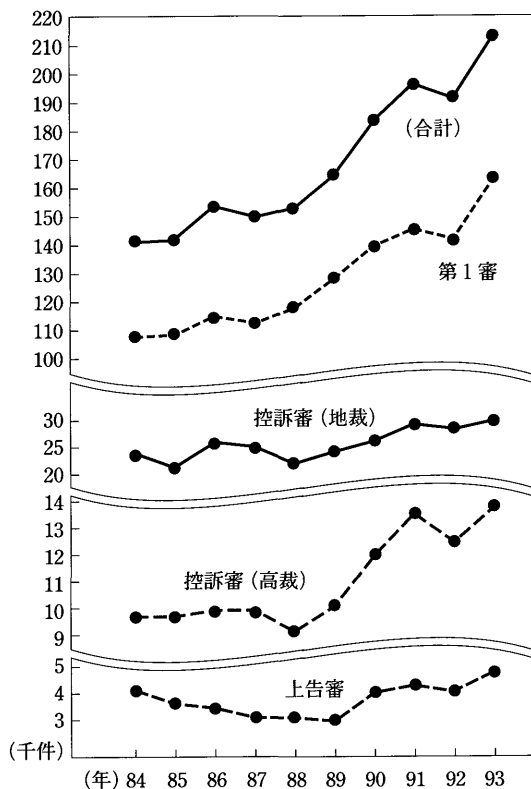
法官1人が処理しなければならない事件の数、すなわち負担件数と実際に処理しなければならない件数は多い。

しかし、民事事件の審理期間は日本に比べ早い方である。すなわち、1993年度民事本案事件の審理期間を審級別並びに種類別にみると、図表2のとおりであるが、その内容を分析してみると、第1審事件の少額事件と単独事件はその大部分が法定期間内に処理されていることがわかる。これに対して、日本の場

民事本案事件審級別推移（図表4）



刑事公判事件 審級別推移 (図表 5)

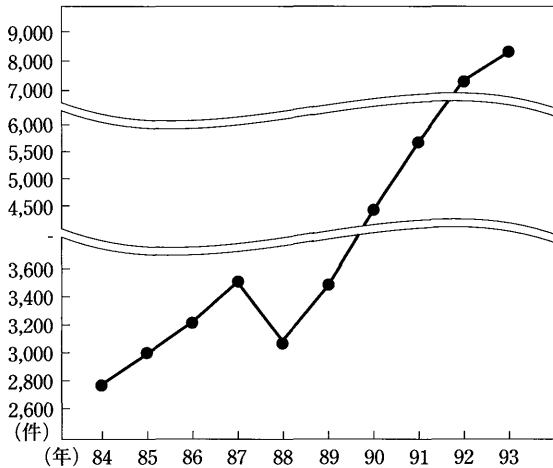


合には、同一期間中の審理期間の対比ではないが、1983年度から1992年度までの間の簡易裁判所及び地方裁判所の裁判期間は図表3⁽²⁾のとおりであるところ、全体的に事件の審理期間が長いといえるだろう。

事件類型別事件の増加趨勢を付け加えてみると、民事本案事件に関するものが図表4であり、刑事本案事件に関するものが図表5であり、そして行政本案事件に関するものが図表6であるが、ここでいえるのは行政事件の増加率が最も高いということである。

(2) 兼子一・竹下守夫共著、裁判法（有斐閣，平成6年）225頁から引用。

行政訴訟（本案）の推移（図表 6）



III 法院の権限

1 審判とその他の業務に関する権限

法院は、憲法に特別な規定がある場合を除く一切の法律の争訟を審判し、法院組織法とその他の法律の定めに従い、権限を行使する（法院組織法第2条1項）。そして、争訟に関する審判以外に登記、戸籍、供託、執達官、法務士（日本の司法書士に当たる）に関する事務を管掌あるいは監督する権限を有する。

2 命令、規則、処分の審査権

法院は、命令、規則又は処分が、憲法又は法律に違反するかしないかが裁判の前提になった場合には、これを審査する権限を有し、最高法院である大法院はこれを最終的に審査する権限を有する（憲法第107条2項）。

3 違憲法律審査提請権

憲法第107条第1項は「法律が憲法に違反するかしないかが裁判の前提にな

った場合には、法院は、憲法裁判所に提請して、その審判により裁判する」と規定し、法院に違憲法律審査提請権を与えている。違憲審判提請は当該事件を担当する法院が、職権又は当事者の申請により決定で提請し、審判の提請に関する決定に対しては抗告することができない。大法院のみならず各級法院も違憲審判提請をすることができるが、大法院以外の各級法院が違憲審判提請をするときには大法院を経なければならない（憲法裁判所法第14条1項、4項、5項）。

4 規則制定権

大法院は、法律に触れない範囲内で、訴訟に関する手続、法院の内部規律及び事務処理に関する規則を制定することができる（憲法第108条）。大法院の規則の制定と改正は大法官会議の議決事項であり、大法官会議で議決された規則は15日以内に公布し、特別な規定がない限り公布した日より20日を経過することにより効力を発生する（大法院規則の公布に関する規則第4、第5条）。

IV 軍事法院の組織と権限

1 組 織

憲法第110条により、軍事事件を管轄するための特別法院として軍事法院を設置することができるが、上告審は大法院がこれを管轄する。

軍事法院の種類としては、1審法院である普通軍事法院、2審法院である高等軍事法院の2種類があり（軍事法院法第5条）、高等軍事法院は国防部に、普通軍事法院は国防部をはじめ各軍本部、編制上將官級將校が指揮する隷下部隊などで設置する（同法第6条）。

普通軍事法院は裁判官1人又は3人から構成され、高等軍事法院は裁判官3人又は5人から構成される。軍事法院の裁判官は軍判事と審判官から構成される。軍判事は、司法試験に合格して司法研修院を修了するか軍法務官任用試験に合格して所定の課程を修了し軍法務官として任用された者の中から各軍参謀総長又は国防部長官が任命する（同法第23条）。そして、審判官は法に関する素養を備え、さらに裁判官としての人格と学識が十分な將校の中から管轄官により任命される（同法第24条）。

2 権 限

軍事法院は、軍刑法第1条第1項ないし第4項に規定された者（ここには軍人、軍務員〔日本の軍属に当たる〕のほか、スパイ罪などを犯した内外国人が含まれる）、捕虜などが犯した罪に対して裁判権を有する（詳しい事項は同法第2条参照）。

一般法院と異なる特異な制度として、軍事法院には、管轄官という制度が設けられている。すなわち、高等軍事法院の場合には国防部長官が、普通軍事法院の場合にはその設置されている部隊と地域の司令官などが管轄官になり、無罪、控訴棄却、刑の免除、刑の宣告猶予又は執行猶予の判決を除く判決について、これを確認し、刑が過重であると認められる事由がある場合には、裁量でその刑を減刑することができる（同法第379条）。そして3審制の例外として、非常戒厳下の軍事裁判は、死刑を宣告する場合を除き、軍人の犯罪、スパイ罪など法律で定められたものに限り、単審裁判で行うことができる（憲法第110条4項）。

V 憲法裁判所の構成と権限

1 沿 革

韓国憲法は1948年7月12日制定（同年7月17日公布、施行）されて以来、今まで9回にわたって改正されてきた。

しかし、法院が憲法裁判機能を担当してきた第3共和国憲法を除外すれば、第1、4、5共和国憲法下では、憲法委員会が、第2共和国憲法下では、今のような憲法裁判所が設置されて、各々憲法裁判機能を担当した。⁽³⁾

-
- (3) 韓国は政治的変革によって、今まで6つの共和国で分類されていて、各共和国憲法を年代別に区分すると、次の通りである。すなわち、第1共和国憲法は1948.7制憲以来、1960.6.11第3次改憲案が国会で通過されるまで、第2共和国憲法は、その後から1962.12.17第5次改憲案が国民投票で確定されるまで、第3共和国憲法は、その後から1972.11.21第6次改憲案が国民投票で確定されるまで、第4共和国憲法はその後から1980.10.22第8次改憲案が国民投票で確定されるまで、第5共和国憲法はその後から1987.10.27第9次改憲案が国民投票で確定されるまで、第6共和国憲法は上記の日から今まで、施行されている憲法である。そして、憲法裁判所長の待遇と報酬は大法院長の例に、裁判官の待遇と報酬は大法官の例に準ずる（憲裁法第15条）。

現行憲法は、独立的な憲法裁判所を設置して、憲法保障機能としての権限を付与している。

2 憲法裁判所の構成と組織

(1) 構成

憲法裁判所は、法官の資格をもった9人の裁判官で構成され、大統領が任命する（憲法第111条2項）しかし、立法、行政、司法府の均衡を維持するため、裁判官中3人は国会で選出する者を、3人は大法院長が指名する者を任命する（同条3項）。

裁判官の資格は40歳以上の者として、15年以上、①判事、検事、弁護士職にあたった者、②弁護士の資格がある者として、国家機関、国・公営企業体、政府投資機関、その他、法人で法律に関する事務に従事した者、③弁護士の資格があるものとして公認された大学の法律学助教授以上の職にあった者の中から、任命される（憲裁法第5条）。

裁判官の任期は6年であり、連任できる（憲法第112条1項、憲裁法第7条1項）。

裁判官の定年は、65歳であるが、憲法裁判所長である裁判官の定年は、70歳である（憲裁法第7条2項）。

裁判官は、高度に身分が保障され、弾劾、または禁固以上の刑の宣告によらなくては、罷免されない（憲法第112条3項）。ただし、政治的中立性を保障するため、裁判官は国会、または地方議会の議員の職、国会、政府または法院公務員の職、法人、団体などの顧問任員または、職員の職を兼職できない（憲裁法第14条）。

(2) 組織

憲法裁判所は、憲法裁判所長を包含して9人の裁判官を置き、所長は国会の同意を得て裁判官の中から大統領が任命する（憲法第111条4項）。そして、裁判官会議は裁判官全員で構成して、裁判官7人以上の出席人員、過半数の賛成で議決する（憲裁法第16条1、2項）。

その他事件の審理、及び審判に関する調査、研究業務に従事する憲法研究官、または憲法研究官補をおいている（憲法第19条）。

3 憲法裁判所の権限

(1) 憲法裁判所は、違憲法律審判権、弾劾審判権、違憲政党解散審判権、機

関別権限争訟審判権、憲法訴願審判権、規則制定権を持つ。

（2）違憲法律審判権

韓国は制度的側面では、米国式の司法審査制でなく、ドイツ式の憲法裁判所制度を採択している。しかし、抽象的規範統制を認定していないで、具体的規範統制だけを認定している点でドイツと異なる。つまり、法律が違憲であるかどうかを審判するためには、問題になった法律条項が憲法に違反するかどうか、具体的な事件の解決のための裁判の前提になった場合でなければならない。

法律が違憲であるかどうか裁判の前提になった場合には、法院は職権または当事者の申請による決定で憲法裁判所に違憲であるかどうかの審判を提請する（憲裁法第41条）。この場合、当該訴訟事件の裁判は憲法裁判所の違憲決定があるまで原則的に停止される（憲裁法第42条）。

一旦、違憲決定になると、法院、他国家機関および地方自治団体を羈束して、違憲だと決定された法律や法律条項はその決定があった日から効力を喪失するが、ただ、刑罰に関する法律または法律条項は遡って、その効力を喪失する（憲裁法第47条第1・2項）。⁽⁴⁾

（3）弾劾審判権

国会が在籍議員1/3以上（大統領の場合には過半数）の発議と在籍議員過半数（大統領の場合には2/3以上）の賛成で、重要公務員に対する弾劾訴追を議決すると、弾劾訴追議決を受けた者は、憲法裁判所の審判がある時までその権限行使が停止される（憲裁法第50条）。憲法裁判所は弾劾審判請求が理由ある場合には、憲法裁判官9人中6人以上の賛成で（憲法第113条1項）、被請求人を当該公職から罷免する決定を宣告する。

（4）違憲政党解散審判権等

政府は政党の目的や活動が民主的基本秩序に違背する時には、國務會議の審議を経て憲法裁判所に、その政党の解散審判請求ができるし（憲法第8条4項）、政党解散を決定する場合には憲法裁判官9人中6人以上の賛成が必要である（憲法第113条1項）。

そして、国家機関相互間、国家機関と地方自治団体間、及び地方自治団体相互間に権限の存否または範囲に関して争いがある場合には国家機関または地方自治団体は憲法裁判所に権限争議審判を請求できるし（憲裁法第61条1項）、憲

（4） 違憲決定の遡及効に関しては論議が多いほうである。原則的に将来効だけ持つが、大法院が例外的に遡及効を認定した場合もある。

法裁判所は裁判官過半数の賛成で審判の対象になった機関の権限の存否または範囲に関して審判する。

その他に、公権力の行使または不行使によって、憲法上保障された基本権を侵害された者は法院の裁判を除いては、憲法裁判所に憲法訴願審判を請求できる（憲裁法第68条1項）。

憲法訴願審判の対象は広範囲だが、法律（廃止された法律も含む）に対する憲法訴願もできるし、検事の不起訴処分に対する憲法訴願もよく利用されている。ただ、法院の裁判、憲法裁判所の決定は憲法訴願の対象で除外されている。

憲法訴願に対する認容決定は、裁判官6人以上の賛成が必要で（憲裁法第113条1項）全ての国会機関と地方自治団体を羈束する（憲裁法第75条1項）。

4 憲法裁判所と大法院との関係

大法院はすでに言及した通りに、命令、規則に対する違憲審査権をもっていて、法律が違憲であるかどうか、裁判の前提になる場合には、憲法裁判所に違憲提請をするという所から憲法裁判所と同じく、憲法保障機関としての役割をしている。

憲法体系上法院は第5章で、憲法裁判所は第6章で別に規定していて、一方の機関が他の機関より優位であることは認定していない。従って、両機関の関係を独立的で対等な関係だと設定したと思われる。

しかし、大法院に対しては包括的な司法権、裁判権を付与した反面、憲法裁判所に対しては、限定された権限を付与しているところから差異があり、憲法訴願の場合、ドイツとは違って、裁判に対する憲法訴願を認定しないので、憲法裁判所が大法院の裁判に対しては関与できないのが原則である。

しかし両機関の権限行使の結果、予想される下記のような問題がある。

まず、大法院が命令、規則、処分に対する違憲審査権を持っているが、憲法裁判所も命令、規則の規定自体による基本権侵害、すなわち執行行為の媒介なしで直接、命令、規則の規定によって生じた基本権侵害に対する憲法訴願を認定しているから、両機関がそれぞれ権限を行使することによって、結論が異なる場合、衝突の恐れがある。

また違憲法律審判提請権をもつ大法院が、訴訟当事者の違憲提請申請を棄却すると結果的には合憲であると認定するわけである。これを不服とする当事者が憲法訴願を通じて憲法裁判所から違憲決定を受ける場合両機関の間に、法理

論、判例の差が現れることだろう。その他にもいくつか問題になる事例が議論されているが、両機関とも国民の基本権保障機関として相互交流を通じて、調和をなしていくならこのような問題は解消されると思う。

VI 結 び

以上、韓国の裁判制度、その中でも法院の組織と権限を中心に検討したが私の能力が足りない上、制約された時間の中で平面的な叙述しかできなかったことをお許し頂きたい。

しかし、韓国の裁判制度を概括的に紹介することが発表の目的であった故に、今後、日本の裁判制度に対してもより深く研究し両制度の比較を通じて制度上の問題点を発見し、出来ることなら改善策も提示してみたいと思っている。

法官の数に比べ、事件の数が全体的に急激に増えており、事件の質もまた複雑多岐にわたっているので、法院としてもこの点について備えていかなければならない時点に達したように思われる。このような観点から見ると、韓国は裁判制度は遅かったような感じもするが今日に至るまで公正かつ迅速で、専門性と能率性をかねそなえた裁判制度を実現し、国民に奉仕する司法府となるために絶え間なく外国の法制を比較研究してきたといえる。そして、正にその結果が、昨年の法院組織法の改正による行政法院、特許法院など専門法院の設置であると言える。